

秘密保持契約書（双方向）

株式会社（以下「甲」という）と 株式会社（以下「乙」という）は、両者間における取引に関連して開示する秘密情報の取扱いについて、次のとおり秘密保持契約を締結する。

第1条（秘密情報の定義）

本契約において「秘密情報」とは、本取引に関連して甲または乙が相手方に開示する一切の情報のうち、書面または電子データにより秘密である旨を明示して開示されたもの、および口頭で開示された場合は開示後14日以内に書面で確認したものをいう。

以下の情報は秘密情報に含まれない。

- （1）開示時に既に公知であった情報
- （2）開示後、受領者の責によらず公知となった情報
- （3）受領者が独自に開発した情報
- （4）正当な権限を有する第三者から守秘義務なく取得した情報

第2条（秘密保持義務）

甲および乙は、相互に開示された秘密情報について、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならない。

第3条（目的外使用の禁止）

甲および乙は、相手方から開示された秘密情報を本取引の遂行以外の目的で使用してはならない。

第4条（複製の制限）

甲および乙は、相手方から開示された秘密情報を、本取引の遂行に必要な範囲を超えて複製してはならない。

第5条（情報の返還・廃棄）

本契約終了時、または相手方から要求があったときは、開示された秘密情報を含む一切の書類・電子データ・媒体を、相手方の指示に従って返還または廃棄しなければならない。

第6条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から 年間とする。本契約終了後も第2条および第3条の規定は、本契約終了から 年間有効に存続する。

第7条（損害賠償）

甲または乙が本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、違反した当事者は相手方に対し、その損害を賠償する責を負う。

第8条（合意管轄）

本契約に関する紛争は、 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第9条（協議事項）

本契約に定めなき事項、または本契約の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議の上、解決する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、各当事者1通ずつ保有する。

令和 年 月 日

【甲】住所：

会社名：

代表者： 印

【乙】住所：

会社名：

代表者： 印